

## 点検評価表（外郭団体）

### I 団体の概要

（平成31年4月1日現在）

団体名	公益財団法人 静岡県国際交流協会		
所在地	静岡市駿河区南町14番1号	設立年月日	平成元年11月1日
代表者	会長 高貝亮	県所管課	くらし・環境部多文化共生課
設立に係る根拠法令等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		
団体の沿革	平成24年4月公益財団法人に移行		
運営する施設	静岡県観光・国際交流センター（借用）		
団体ホームページ	<a href="http://www.sir.or.jp">http://www.sir.or.jp</a>		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県	796,900	86.8
市町	100,056	10.9
その他	21,224	2.3
基本財産(資本金) 計	918,180	100.0

役職員の状況(人)			
常勤役員	1	常勤職員	3
うち県OB	1	うち県OB	0
うち県派遣		うち県派遣	0
非常勤役員	17	非常勤職員	4
役員計	18	職員計	7

### II 点検評価（団体の必要性）

#### 1 団体の設立目的（定款）

この法人は、県民の国際理解を深め、県民の国際交流活動を充実するとともに多文化共生社会の発展に貢献する事業を行い、世界と調和し発展する静岡県に寄与することを目的とする。

#### 2 団体が果すべき使命・役割

（公財）静岡県国際交流協会の役割は、「国際交流・多文化共生推進の民間の中核推進組織」であり、「市町交流協会では困難な地域や、取組が手薄な地域での事業に特化」する。また「市町協会等関係者との情報共有化・共有の仕組み作りの広域的な普及」をする。

なお、県の地域外交施策を民間の立場で推進するため、下記事業を実施する。

- ①県施策の県民への周知・理解促進を行う事業
- ②地域外交重点国との民間交流の推進を図る事業
- ③県多文化共生推進基本計画の民間の推進役を担う事業

### 3 団体を取り巻く環境

区 分	内 容
団体を取り巻く社会 経済環境の変化や 新たな県民ニーズ	・人口減少社会での外国人労働者受入拡大の機運が高まり(高度外国人材の拡充、技能実習制度の見直し拡充など)、更にこの4月からは入管法改正による新たな在留資格の元で外国人労働者の受入も始まり、益々定住外国人の増大が予想される。 ・さらに、外国人住民の定住長期化、多国籍化、散住化が進展しており、医療、教育、就労など様々な分野での支援のニーズが増大するとともに、複雑化している。
行政施策と団体活動 との関係(役割分担)	県国際交流協会は、地域外交や多文化共生等、県が立案した地域外交基本方針や多文化共生推進基本計画に沿いながら、より現場に近い位置で、これまで形成してきた市町や市町国際交流協会とのネットワークを活かし、県域を対象として事業実施している。
民間企業や他の団体 との関係(役割分担)	市町の国際交流協会や関係団体は、外国人住民に最も身近な市町域で、日本語支援としてボランティアの養成や教室の実施など、その生活支援に取り組んでいる。 一方で当協会は、県全域を対象にして、それら市町の国際関係団体等と連携して、医療通訳整備や就労支援事業等、先駆的な事業の創出や、日本語支援員の指導者の養成等広域性、先駆性、専門性の面で、民間企業やその他団体と役割分担し、県行政に呼応・協力した業務実施に取り組んでいる。また、外国人住民の比率が高い市町と低い市町における外国人施策の地域間の調整機能としての役割も担っている。

### 4 事業概要

(単位:千円)

区分	事業名	事業概要	H30 決算	R1 予算
県委託	県民・団体への働きかけ、連携強化事業	県民・団体に働きかけて国際理解、多文化共生の認識の深化を図る。(情報収集提供事業、国際理解教育事業、外国語ボランティアバンク設置事業、日本国際連合協会関連事業)	16,267	17,222
その他補助	海外との連携強化事業	留学生による地域や日本人学生との交流、自国文化の紹介(ふじのくに留学生親善大使設置事業、留学生地域交流会開催事業)、県内・国内就職を希望する留学生への支援(留学生就職支援事業)、海外との新たなつながりや本県ゆかりの人々との新たなネットワーク形成(海外国際交流団体連携事業、海外移住者援護事業、海外技術研修員受入事務事業)	7,415	7,380
県委託	外国籍住民支援事業	外国人住民の教育・医療・福祉・就業など生活面における支援を行う(外国籍住民支援アドバイザー設置、外国籍住民相談窓口高度化事業、日本語指導ボランティア研修会開催事業、外国人学校児童生徒日本語支援事業)	7,182	6,740
その他補助	地域連携・協働事業	外国人住民との多文化共生団体ネットワーク構築、外国人児童支援事業、外国人技能実習生日本語支援事業	12,035	6,491
自主事業	共通経費		5,728	10,822
自主事業	法人管理等		2,679	2,865
合 計			51,306	51,520

## 5 事業成果指標

指標の名称(単位)	目標(上段)及び実績(下段)				目標値 (年度)
	H28	H29	H30	評価	
外国籍住民支援アドバイザー相談 件数(件)	380	360	4.5	A	4.5 ( R1 )
	337	350	4.6		
外国語ボランティアバンク登録数 (件)	1,250	1,250	1,250	A	1,400 ( R1 )
	1,240	1,269	1,420		
ボランティアバンク活動数(件)	640	660	750	A	770 ( R1 )
	634	733	813		
( )					( )

※評価 … A:目標達成 B:目標未達成 C:目標未達成(乖離大)

※「外国籍住民アドバイザー相談件数」は、前回まで相談実績としていたが、H30年度より外国人数を反映した「千人当たりの相談件数」に変更する。

## 6 事業成果の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>外国籍住民支援アドバイザー相談件数は毎年度300件を超える対応実績があり、さらに30年度は県の委託を受けて体制を拡充した。</p> <p>外国語ボランティアバンクは、オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップの関連イベントをはじめ各種催事に参加して県施策の推進にも貢献している。</p> <p>また、少子高齢化の中、地域経済を支える労働力として派遣請負から安定した就労先の確保を目的とした外国人就労定着支援事業は外国人県民の生活安定と労働力を求める企業ニーズに応じる事業となっている。</p> <p>さらに、市町単独では取組が困難だが要望が強かった医療通訳体制整備事業を実施し、医療通訳者の養成、医療機関への紹介を行い、医療機関の業務と外国人住民の健康に貢献している。</p>	○	<p>「外国人支援アドバイザー相談件数」については、目標値を変えて初めての実績確認をする機会であるため、経年での比較はできないが、目標値は上回っている。</p> <p>この事業は、外国人住民の居住市町による生活支援の差を解消する面もあり、「市町協会では困難な事業や、取組が手薄な地域での事業に特化」という、当協会の役割の一つとして実施している。新たな在留資格が創設され、更に増加が見込まれる外国人住民に対応するため、国の施策で、都道府県での「多文化共生総合相談センター」の設置が支援されることとなり、これまでの当協会の相談窓口を拡充して整備することとなった。これまでの相談対応でのノウハウを活かし、県域をカバーする広域的な支援体制の拠点として、重要な役割を果たしてもらえらるものと期待している。</p> <p>また、「外国語ボランティアバンク登録数」、「ボランティアバンク活動件数」はともに目標を上回り、順調に推移しており、評価できる。</p> <p>これについても、「県施策の県民への周知・理解促進に関する事業」、「県多文化共生推進基本計画の民間の推進役となる事業」に位置づけられ、活動件数については、県の新ビジョンの成果指標の一部を構成するものでもあるため、協会に担ってもらい更に件数を増やす必要がある。</p>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

## 7 団体の必要性の評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	世界と調和し発展する静岡県に貢献することを法人の目的とし、外国人住民の生活を支援しその力を静岡県の力とし、県地域外交施策に民間レベルで参加しようとする当法人の活動は、県内で働き、学び、生活する外国人が増加し、経済社会・地域社会を支える担い手となってもらうための活動として、必要性が認められる。また、当法人は、県全域を対象に事業を行っており、市町の各国際関係団体等の支援やそれらの連携のコーディネート、地域的な取組みの補完や平準化、また、先導的な事業の創出などを、公益財団法人として公益性が認められる事業手法で行っており、民間や他団体とは異なった事業実施で役割分担を図っている。	○	<p>本県の人口は、この先30年間に総人口が2割減、労働人口が3割減が見込まれている。</p> <p>一方、外国人人口は増加傾向にあり、国の新たな在留資格の創設などの政策もあって、この傾向は今後さらに進むものと考えられる。</p> <p>そのため、多文化共生の促進はさらに必要となり、県全域を対象に事業を行う県国際交流協会の役割は、今後ますます重要になると考えられる。実際、今年の7月1日から「多文化共生総合相談センター」の業務を委託し、広域的な相談対応をしてもらうこととなった。</p> <p>また、県国際交流協会は、県の地域外交施策の重点事業を民間の立場で推進する組織であり、①県施策の県民への周知・理解促進、②地域外交重点国との民間交流の推進、③県多文化共生推進基本計画の民間の推進役を担っており、県の地域外交施策の展開に欠くことのできない組織である。</p>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

## 8 団体改革の進捗状況（過去の行財政改革推進委員会からの意見への対応状況）

行財政改革推進委員会意見 (経営健全性に係るもの以外)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
市町国際交流協会との役割分担や連携のあり方を整理	○ 市町協会とネットワークを構築して連携	○ 市町国際交流協会とネットワークを構築しており、情報の共有や連携して事業等を実施している。
県の地域外交施策に対応した事業の見直し	○ 県協会は、県の地域外交基本方針(多文化共生推進基本計画を含む)に沿って、県と連携して事業を進めている。	○ 県委託事業の受託及び自主事業の実施を通じて県の地域外交施策、多文化共生施策に対応した事業を実施している。

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

### Ⅲ 点検評価（経営の健全性）

#### 1 財務状況

（単位：千円）

区分	H28 決算	H29 決算	H30 決算	評価	備考（特別な要因等）	
健全性指標	単年度収支 (d-h)	-409	-2,818	-1,682	C	
	経常損益 (a+b-e-f)	-409	-2,818	-1,682	C	
	公益目的事業会計	-490	-2,764	-1,667	—	
	収益事業等会計				—	
	法人会計	81	-54	-15	—	
	剰余金	49,565	56,874	53,478	A	

※評価 … A:プラス B:特別な要因によるマイナス C:マイナス

区分	H28 決算	H29 決算	H30 決算	主な増減理由等	R1 予算	
資産の状況	資産	980,632	990,586	989,551		-
	流動資産	33,090	31,557	30,840		-
	固定資産	947,542	959,029	958,711		-
	負債	12,841	15,405	17,677		-
	流動負債	1,390	2,669	3,634		-
	固定負債	11,451	12,736	14,043	退職給与積立金の増	-
	正味財産/純資産	967,791	975,181	971,874		-
	基本財産/資本金	918,003	918,091	918,180		-
	剰余金等	49,565	56,874	53,478		-
	運用財産	223	216	216		-
収支の状況	事業収益 (a)	26,634	29,388	31,146		31,256
	うち県支出額	12,344	13,782	17,593	県委託額の増	15,316
	(県支出額/事業収益)	(46.3%)	(46.9%)	(56.5%)		(49.%)
	事業外収益 (b)	19,510	18,559	18,478		18,866
	うち基本財産運用益	18,687	17,766	17,761		17,761
	特別収益 (c)					
	うち基本金取崩額					
	収入計 (d=a+b+c)	46,144	47,947	49,624		50,122
	事業費用 (e)	46,553	50,765	51,306		51,520
	うち人件費	25,833	28,060	27,793		30,299
(人件費/事業費用)	(55.5%)	(55.3%)	(54.2%)		(58.8%)	
事業外費用 (f)						
特別損失 (g)						
支出計 (h=e+f+g)	46,553	50,765	51,306		51,520	
収支差 (d-h)	(409)	(2,818)	(1,682)		(1,398)	

## 2 経営改善の取組の実施状況と評価

収入増のため、外部資金獲得に努めた。H30年度は新たに外国人を対象とする調査事業を受託し、また、H31年度の自治体国際化協会の助成金の採択を得た。他方、Web利用できるように改善した会員入会、会費納入手続きは決済システムの一部停止などもあり収入は伸びず、外国語講座受講料も微減になっている。今後、さらに広報等により受講生の獲得に努める。

## 3 赤字の要因（前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載）

金融商品の満期償還に伴う運用益の減少(28年度)や将来の年齢構成、体制強化を考慮した若手職員採用などによる人件費増の影響がある。また、H30は多文化共生の啓発、外国人の若者によるシンポジウムなどの事業を新たに実施して費用が膨らんだ。ただ、これは外国人の増加や受入法制整備などが進む社会情勢から必要と考えたものであるが、協会創立30周年記念事業として行い運営準備積立預金を充当する。

## 4 経営の健全性の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
△	<p>H30年度の法人全体の赤字は約170万円である。外国人受入れが進む社会情勢にあって、多文化共生の啓発などを内容とする周年事業を行ったが、事業費の不足は運営準備積立預金を充当することとしている。この特殊要因を除けば30年度法人収支はほぼ均衡している。</p> <p>法人の収入は、基本財産運用益、事業収入、外部資金であるが、30年度の増収は外部資金(受託等)の獲得が主因である。外国人を対象とする調査事業を受託したことは、日頃の事業活動、ノウハウ蓄積や事業実績が評価されたものであり今後の収益確保の一方向と考える。</p> <p>金融商品の満期償還(28年度)に伴う運用益の減少や将来展開を考慮した若手職員採用(29年度)などによる人件費増の影響は今後も続くことから、引き続き収入の確保、支出縮減に努めていく。</p>	△	<p>設立30周年の記念事業など、例年にはない特殊な事業に対応したり、公益目的事業について黒字を出せないことはやむを得ない面はあるが、長期的に団体の活動を維持するためには、自主財源の確保、実施事業の精査、外部資金の確保等、赤字にならないような取組をする必要がある。</p>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

## 5 団体改革の進捗状況（過去の行財政改革推進委員会からの意見への対応状況）

行財政改革推進委員会意見 (経営健全性に係るもの)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
資金運用益の確保	<p>△ 低金利下で短期金融商品は低利、長期金融商品は中途切り替え時に元本割れの恐れがあり、対処方策を研究しながら定期預金で状況好転待ち</p>	<p>△ 低金利下であるため、資金運用益の十分な確保が難しく、安全で確実な定期預金を活用することで金利上昇の機会を待っている。</p>

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

## IV 改善に向けた今後の方針

### 1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針(団体記載)	団体の方針に対する意見等(県所管課記載)
<p>収入増の方策として、外部資金の獲得に努める。加えて外国語講座等の収益事業を拡充していく。</p> <p>また、支出減については、正規職員採用により時間外勤務の縮減、消耗品等の節減、市町との事業協力による会場費等の圧縮など、経費縮小に努める。</p> <p>また、他機関の事業と重複する技能実習生関係事業を見直す。</p> <p>なお、今後益々増加が見込まれる外国人の対応は、当協会の使命であり、時代の要請であると考えられることから、優先順位を定め、必要な事業には重点的に資源を投入する。また、県及び関連団体との役割分担により、「県多文化共生推進基本計画の民間推進役」として多文化共生社会の実現を図る。</p>	<p>外国語講座については、講座の周知に努め、空席を0にすることにより、収入増加を実現することができると考える。また、会員の増加により、会費収入の増強を図ることも有効と考える。</p> <p>支出減については、業務執行の分担平準化による時間外勤務の縮減、消耗品等の節減や市町の共催による会場使用料の削減等による経費縮小が可能であると考ええる。</p> <p>また、近年、外国人住民は国の施策の影響もあって増加傾向にあることから、教育、医療等の外国人住民の生活支援に係る分野の事業には重点的に取り組む必要があると考える。</p> <p>なお、今年度は、新たに「多文化共生総合相談センター」の運營業務を委託して実施してもらうことになったため、これまで受託してきた事業との調整などにも注意し、業務の効率化を図ってもらう必要がある。</p>

### 2 今年度の改善の取組

団体の取組(団体記載)	団体の取組に対する意見等(県所管課記載)
<p>&lt;収入増&gt;</p> <p>R1年度は、県から新たに「多文化共生総合相談センター」の運營業務を受託しており、この事業を含めて各種受託事業において事業収入を確保し、効果的・効率的な事業執行により協会の公益事業の実施と併せて収支均衡を図る。また、引き続き、外部資金である自治体国際化協会等の助成金を確保するとともに、広報活動等により外国語講座収入の増加を目指す。</p> <p>&lt;支出減&gt;</p> <p>時間外勤務の減、事業における資源投入の優先順位の見直し。(他機関の事業と重複する技能実習生日本語支援事業の休止、再検討など)</p>	<p>県から新たに「多文化共生総合相談センター」の運營業務を受託することになったことで、その他の受託事業の収入とあわせ、効率的な事業運営に努め、収支均衡を図ってもらいたい。</p> <p>外国語講座については、現状、定員に満たない講座があることから、広報活動により広く周知に努めることで、収入増加を目指すことが可能である。</p> <p>また、職員の業務分担の平準化に努め、時間外勤務の縮減を図ることは可能であると考ええる。</p>

## V 組織体制及び県の関与

### 1 役職員数及び県支出額等

(単位:人、千円)

区分	H28	H29	H30	R1	備考(増減理由等)
常勤役員数	1	1	1	1	
うち県派遣	0	0	0	0	
うち県OB	1	1	1	1	
常勤職員数	2	3	3	3	
うち県派遣	0	0	0	0	
うち県OB	0	0	0	0	
県支出額	12,344	13,782	17,593	15,316	
補助金	1,600	1,600	1,600	1,600	
委託金	10,744	11,182	13,675	9,323	就労、医療通訳など委託事業の減
その他	0	1,000	2,318	4,393	子ども基金の増
県からの借入金	0	0	0	0	
県が債務保証等を付した債務残高	0	0	0	0	

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・債務残高は期末残高

### 2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評価理由
定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか	○	基本財産運用益の減少、旅券作成関係収益事業の廃止、県委託事業の減少等の収入減に対応し、H19年度～24年度に県派遣職員引揚げ、非常勤職員削減、役員の半減等、事業執行体制をスリム化。H24→H25に非常勤1名の減、H26→H27に常勤職員(民間企業からの派遣職員)の1名減。しかし、業務執行に支障が出かねないH27の状況や長期の執行体制を考慮してH28→29で非常勤職員1名減、代わりに常勤職員1名を採用
常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか	○	常勤の役員1名(業務執行理事兼事務局長)は、公募の結果として、県OBが就任している。
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか	—	該当なし。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

### 3 点検評価(県所管課記載)

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	—	県からの現職派遣は平成21年度の県協会総務課長を以って終了し、現在は行っていない。
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	○	県協会が持つ長年に渡る県内全域での各団体との協働・連携関係や人的ネットワークは重要な役割を担っており、県の地域外交基本方針に沿って効果的、効率的に県施策を進めるため、補助金、委託金を支出することの必要性や有効性は認められる。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない



## VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

### 1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	—	—	—	—
利用者アンケート	○	○	<p>当法人が実施する研修会、講座、セミナー等では、今後の取組に活かすためのアンケート実施（参加者・利用者等）を基本としている。</p> <p>結果公表は、取組の改善等に合わせ関係者に伝えたり、具体的な改善の形でフィードバックしたりしている。</p> <p>なお、多文化共生社会のための情報構築・発信を目指した取組では、外国人住民の生活情報の改善や多文化共生活動への参加拡大の観点から関係者のIT活用の実態等を調査し、H27.6に結果を公表した。</p>	<p>自主事業、委託事業の区別なく、今後の取組に活かすためのアンケートを実施していることから、事業の事後検証が可能な体制となっている。</p> <p>また、アンケート内容を関係者・関係団体にフィードバックすることで、常に事業改善を行っている。</p> <p>結果公表については、すべての利用者アンケートを公表しているわけではなく、一部に留まっている。</p>
利用者等意見交換会	○	—	<p>国際交流・国際理解や多文化共生の取組では、言葉や文化・生活スタイル等の課題もあり、関係者の相互理解や情報共有をいかに実現するかが重要になる。当法人では、地域別やテーマ別の意見交換会を各事業で実施しているが、フォーマル・インフォーマルでの情報交換等を通じても意見等の把握に努めている。</p>	<p>各事業において、利用者、協力者、関係者、専門家等の意見交換の場を設ける、あるいは、事業修了後にインフォーマルに意見を聴取することで、県民視点の意見等の把握に努めている。</p>
その他 ( )	○	○	<p>協会月刊誌の編集委員会、同じく発送ボランティア、更に各事業と一緒に実施する協力者やボランティアなど多くの支援者が県民視点の意見や情報を寄せてくれる。こうした“生の声”を事業やサービス向上に活かし反映させている。結果公表については既述「利用者アンケート」に同じ。</p>	<p>協会事業の利用者、協力者、ボランティアから県民視点の意見や情報等を受けており、そのような“生の声”を、協会の事業の改善に活かしている。</p>

○:実施している／公表している —:実施していない／公表していない

### 2 事業やサービスの見直し例

- ・外部機関のニーズを専門家につなげ、関係者が共同して課題を解決するようコーディネーターとして機能を発揮した。(調査事業受託)
- ・会費や受講料の納入をWEB決済でできるようにして、会員、受講希望者の便宜を図った。
- ・当法人の提案事業を県が実施、また、制度化して社会サービスの充実を図っている(医療通訳、外国人への就労支援)。
- ・在住外国人への市町の住民サービスの平準化が図られるよう、相談会の合同実施などについて市町、市町協会に働きかけを行った。